

## ◇ 売掛債権担保融資保証制度の改善

**Q** : 売掛債権担保融資保証制度が改善されて利用しやすくなったと聞きましたが、どのように変わったのですか。

**A** : 今まで、商品の納入が完了して相手方が支払の意思を示してからでなければ借入ができなかったものが、売買契約が成立した段階から借入ができるようになりました。

### 【解説】

売掛債権担保融資保証制度とは、中小企業者が売掛先に対して有している売掛債権を担保として信用保証協会の保証を受けることにより、金融機関から借入ができるというものです。借入の上限額は1億1100万円となっています。個人事業者については保証人は必要ありませんが、法人については代表者の保証が必要とされています。

このたび改善された点というのは、今までは商品の納入や役務の提供を完了して、相手方（売掛先）が代金を支払う旨の意思表示してからでなければ実際の借入が受けられなかったのですが、平成14年11月11日受付分からは、契約が成立した段階から借入ができるようになったという点です。これによって、一定の範囲内で資金の前倒し調達が可能になりました。

なお、この制度は売掛先との取引実績を把握する必要があることから、すで取引のある金融機関を通じて申し込むことになっています。くわしくは、取引金融機関または信用保証協会にお問い合わせください。

